

よくある質問（FAQ）

これは、大阪家庭裁判所（本庁）後見センターによく寄せられる質問と回答を集約したものであり、回答には大阪家庭裁判所本庁後見センターにおける取扱いを前提としたものが含まれています。

堺支部及び岸和田支部については、一部取扱いが異なることがありますので、各支部までお問い合わせ下さい。

なお、掲載した情報は、予告なく変更することがありますので、ご了承ください。

【文中の表記について】

- ・「後見等開始」は、後見開始、保佐開始及び補助開始を総称しています。
- ・「成年後見人等」は、成年後見人、保佐人及び補助人を総称しています。
- ・「成年後見等監督人」は、成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人を総称しています。
- ・「後見等事務」は、後見事務、保佐事務及び補助事務を総称しています。
- ・「本人」は、後見、保佐及び補助（任意後見を含む。）の支援を必要とされる方を総称しています。

[＜成年後見制度の利用をお考えの方へ＞](#)

[＜大阪家庭裁判所後見センターについて＞](#)

[＜後見等開始の申立て＞](#)

[＜代理権付与の申立て（保佐・補助）＞](#)

[＜任意後見監督人選任の申立て＞](#)

[＜未成年後見人選任の申立て＞](#)

[＜後見制度支援信託・後見制度支援預貯金＞](#)

[＜成年後見等監督人＞](#)

[＜初回報告＞](#)

[＜後見等事務＞](#)

[＜居住用不動産処分許可の申立て＞](#)

[＜特別代理人選任の申立て＞](#)

[＜成年後見人等選任（辞任）の申立て＞](#)

[＜報酬付与の申立て＞](#)

[＜郵便物等の配達の嘱託（回送嘱託）の申立て＞](#)

[＜後見終了後の事務＞](#)

[＜その他＞](#)

＜成年後見制度の利用をお考えの方へ＞

- Q1. 成年後見制度とは、どのような制度ですか。
- Q2. 成年後見制度や他の権利擁護支援策の利用に関しては、どちらに相談すればよいですか。
- Q3. 成年後見制度を利用したほうがよいか判断がつきません。家庭裁判所でアドバイスをしてもらうことはできますか。
- Q4. 成年後見制度の利用は、いつまで続けることになりますか。
- Q5. 後見等開始の申立ては、誰ができますか。
- Q6. 後見等開始の申立て後、成年後見人等が選任されるまで、どれくらいの期間がかかりますか。
- Q7. 医師による鑑定が必要となるのはどのような場合ですか。
- Q8. 後見等の開始の手続において、本人の意思は確認するのですか。
- Q9. 後見等開始の申立てをしたことを、家庭裁判所から本人の親族に知らせずに手続が進むことはありますか。
- Q10. 成年後見人等にはどのような人が選ばれますか。候補者を挙げておけば、必ずその人が選ばれますか。
- Q11. 後見等開始の申立てを取り下げることができますか。
- Q12. 本人は生活保護を受給しており、申立費用を負担するだけの資力がありません。どうすればよいですか。
- Q13. 成年後見人等に報酬は支払われますか。また、報酬はどのくらいの金額ですか。
- Q14. 本人は生活保護を受けており、成年後見人等への報酬を支払うほどの余裕はありません。報酬の額はどのようにして決まるのですか。
- Q15. 成年後見人等は、選任後、どのようなことに注意して後見等の活動をする必要がありますか。
- Q16. 後見等事務の報告はどれくらいの頻度で行うのですか。
- Q17. 成年後見人等ができないことはありますか。
- Q18. 成年後見人等による適切な後見等事務をサポートするための方策はどのようなものがありますか。
- Q19. 本人の流動資産が多いと成年後見等監督人が選任されるとのことですが、いくら以上だと選任されるのですか。
- Q20. どのような場合に、後見制度支援信託や後見制度支援預貯金を利用することになるのですか。
- Q21. 母が亡くなり遺産分割協議をしようとしたところ、姉が認知症なので成年後見人が必要だと言われました。私が成年後見人になって手続をしたいのですが、どのようにしたらいいですか。

Q22. 私は現在、障害のある娘の成年後見人に選任されていますが、高齢のため、成年後見人を誰かに交代してもらいたいと考えています。しかし、他に頼れる親族等はいません。どのようにすればよいですか。

[\(上に戻る\)](#)

<大阪家庭裁判所後見センターについて>

Q1. 家庭裁判所への最寄り駅はどちらになりますか。

Q2. 車でいきたいのですが、駐車場はありますか。

Q3. 本人は車いすを使用しています。家庭裁判所に本人を連れていきたいのですが、車いすのままでも大丈夫ですか。

[\(上に戻る\)](#)

<後見等開始の申立て>

Q1. 申立書セット（申立書類一式）はどうすれば入手できますか。

Q2. 他の裁判所の申立書セット（書類）を使うことはできますか。

Q3. 息子である自分が母の成年後見人になりたいのですが、なれるでしょうか。

Q4. 成年後見人等を選任する際は、親族の意見は反映されないのですか。

Q5. 申立て後に家庭裁判所で面接が行われると聞きました。面接には誰が行かなければならないのですか。また、面接では何を聞かれるのですか。

Q6. 申立書類は、家庭裁判所に直接持参しなければいけませんか。

Q7. 私は保佐人ですが、保佐が開始している本人の認知症が進行したため、成年後見人選任の必要があると言われました。どのような手続が必要ですか。

Q8. 財産目録に保険について書く場合は、本人を被保険者として契約しているものを書くのですか、又は本人が保険金受取人になっているものを書くのですか、それとも本人が契約しているものを書くのですか。

Q9. 本人にはあまりお金がないので、申立人である私は本人のために相当額を負担しています。その場合は、財産目録には負債として記載すればよいのですか。また、返済を受けることをできますか。

Q10. 亡くなった親族の遺産分割のため、相続人の一人について後見開始の申立てを検討しています。ただし、遺産の内容は現在確認中ではっきりしません。このような場合でも相続財産目録を提出した方がよいのでしょうか。

Q11. 本人は他県の施設に入所していますが、本人の住民票上の住所は大阪市にあります。大阪家庭裁判所への申立てはできますか。

Q12. 親族の意見書はどの範囲までそろえる必要がありますか。

Q13. 後見相当と診断された場合でも、本人自身が後見開始を申立てることはでき

ますか。

[\(上に戻る\)](#)

<代理権付与の申立て（保佐・補助）>

Q1. 将来に備えてできるだけ広範囲の代理権付与を申立てたいのですが、認められますか。

Q2. 本人が同意しないと代理権は付与されないのですか。

[\(上に戻る\)](#)

<任意後見監督人選任の申立て>

Q1. 本人には法定後見が開始されています。私は任意後見受任者ですが、今から任意後見監督人選任の申立てはできますか。

Q2. 私は、本人との間で任意後見契約を締結している任意後見受任者です。すでに契約を登記済みなのですが、（法定）後見開始の申立てをすることはできますか。

Q3. 現在、任意後見監督人が選任されていますが、これから後見開始の申立てをすることはできますか。

Q4. 任意後見人の報酬はどのように決まりますか。

[\(上に戻る\)](#)

<未成年後見人選任の申立て>

Q1. 未成年後見人選任の申立てができる「利害関係人」とは具体的にどのような人ですか。

Q2. 未成年者自身が未成年後見人選任の申立てをする場合に、年齢の制限はありますか。

Q3. 遺言で未成年後見人が指定されていた場合、未成年後見人選任の申立てをする必要はありますか。

Q4. 未成年後見人に選任されると、未成年後見人の個人情報が未成年者の戸籍に記載されると聞きましたが、どのような個人情報が記載されるのですか。

Q5. 未成年後見人選任の申立て後に、申立てを取り下げることができますか。

Q6. 未成年後見人は未成年者の扶養義務者になりますか。

[\(上に戻る\)](#)

<後見制度支援信託・後見制度支援預貯金>

Q1. 後見制度支援信託とはどのようなものですか。

Q2. 後見制度支援預貯金とはどのようなものですか。

Q3. 後見制度支援信託や後見制度支援預貯金は必ず利用しなければならないのですか。また、これらを利用しない場合はどうなりますか。

Q4. 後見制度支援信託や後見制度支援預貯金を利用する場合、どのような費用がかかりますか。

Q5. 親族である成年後見人（親族後見人）が、自分で信託契約を締結したり支援預貯金口座を開設したりすることはできますか。

Q6. 後見制度支援信託や後見制度支援預貯金を利用した場合、元本はいくらまで保証されるのですか。

[\(上に戻る\)](#)

<成年後見等監督人>

Q1. 成年後見等監督人の職務はどのようなものですか。

Q2. 成年後見等監督人にはどのような人がなるのですか。

Q3. 私は成年後見人です。成年後見監督人の活動に不満なので解任したいのですが、成年後見監督人の解任申立てはできますか。

[\(上に戻る\)](#)

<初回報告>

Q1. 初回報告には何を提出すればよいのでしょうか。

Q2. 初回報告はいつまでにしないといけないのでしょうか。

Q3. 初回報告が提出期限までに間に合いそうにないのですが、どうしたらよいのでしょうか。

Q4. 報告書の書式は何を使えばよいのでしょうか。

Q5. 報告書等の提出書類は、鉛筆書きでもいいですか。

Q6. 私は成年後見人になりましたが、まだ初回報告をしていません。明日にでも本人のために、生命保険金を受領したり本人の不動産を売却したりしたいのですが、よろしいですか。

[\(上に戻る\)](#)

<後見等事務>

Q1. 裁判所による後見等事務の監督とは、具体的にどのようなものですか。

Q2. 領収証等はどのような場合に提出する必要がありますか。また、原本を提出しないといけないのでしょうか。

Q3. 定期報告の際に裁判所に提出しなかった10万円未満の領収証等はいつまで保管しておけばいいのでしょうか。

- Q4. 成年後見人等が本人の財産からお金を借りることはできますか。
- Q5. 本人の生活費を成年後見人が立て替えていました。成年後見人の判断で立替金の精算をしてよいでしょうか。
- Q6. 私は成年後見人ですが、昨年、本人の資金が不足していたので、本人の長男から50万円を借りました。今般、生命保険を解約して資金ができるので、長男に返済したいと思いますが、よろしいでしょうか。
- Q7. 私は成年後見人で本人の妻ですが、二人の生活費を本人の預金から支出できますか。
- Q8. 父について後見が開始しましたが、その父が悪い人にだまされて婚姻や養子縁組をしようとしています。成年後見人が父の代理人として婚姻や養子縁組の手続を止めることはできますか。
- Q9. どのような費用の支出や金額について、事前に家庭裁判所への連絡が必要でしょうか。

[\(上に戻る\)](#)

<居住用不動産処分許可の申立て>

- Q1. 処分をするのに裁判所の許可を必要とする居住用不動産とは具体的にどのようなものですか。
- Q2. 本人は介護施設に入所していますが、他の施設に移る場合、居住用不動産処分許可の申立ては必要ですか。
- Q3. 建物取壊しの場合に必要な資料を教えてください。
- Q4. 本人が居住する賃貸借契約を解除したいのですが、その賃貸借契約書を紛失してしまいました。添付資料が提出できないのですが、どうすればいいですか。
- Q5. 不動産の全部事項証明書や固定資産評価証明書は、原本を提出する必要がありますか。

[\(上に戻る\)](#)

<特別代理人選任の申立て>

- Q1. 本人が法定相続分を取得する内容の遺産分割をしようと考えていますが、その場合でも特別代理人の選任は必要ですか。
- Q2. 特別代理人の候補者が見つからない場合は、どうすればいいですか。

[\(上に戻る\)](#)

<成年後見人等選任（辞任）の申立て>

- Q1. 他の親族に成年後見人を引き継ぎたいので、成年後見人を辞任したいのです。

が、どうすればよいですか。

Q2. 専門職の成年後見人等や成年後見等監督人に辞めてもらうにはどうすればよい
ですか。

[\(上に戻る\)](#)

<報酬付与の申立て>

Q1. 親族が成年後見人等でも、報酬をもらえますか。

Q2. 本人との間で報酬額について取り決めていますが、本人の財産から差し引いて
報酬をもらってもいいですか。

Q3. 報酬付与の申立てに期限はありますか。

[\(上に戻る\)](#)

<郵便物等の配達の嘱託（回送嘱託）の申立て>

Q1. 郵便物等の配達の嘱託（回送嘱託）とはどのような制度ですか。

Q2. 成年後見人以外でも回送嘱託の申立てはできるのですか。

Q3. 回送嘱託の申立ての要件はどのようなものですか。

Q4. 回送の対象となる郵便物等はどのようなものですか。

Q5. 回送嘱託の取消しの申立ては、誰が、どのような場合にできるのですか。

Q6. 本人が亡くなった場合は、回送嘱託の取消しの申立ては必要になりますか。

Q7. 回送嘱託の変更の申立てはできるのですか。

Q8. 変更の申立てにより回送嘱託の期間を伸ばしてもらうことはできますか。

[\(上に戻る\)](#)

<後見終了後の事務>

Q1. 私は成年後見人ですが、このたび本人が亡くなりました。この後の手続はどう
すればいいのですか。

Q2. 葬儀費用を本人の預金から支払っていいですか。

Q3. 本人の相続人がいるかどうか不明で、誰に財産を引き継げばいいか分かりませ
ん。また、相続人がいても、財産の受領を拒否された場合はどうすればいいです
か。

Q4. 成年後見人が行うことができる死後事務とはどのようなものですか。

Q5. 死後事務の許可申立ての要件は何ですか。

Q6. 火葬又は埋葬に関する契約には葬儀の契約は含まれるのですか。

Q7. 成年後見人以外でも死後事務の許可申立てができるのですか。

Q8. 保佐人や補助人は死後事務で認められているような火葬又は埋葬等の契約等
を行うことはできないのですか。

[\(上に戻る\)](#)

<その他>

[Q1. 成年後見人が裁判所に提出した書面を見たいのですが、どうすればいいですか。](#)

[Q2. 閲覧・謄写申請をすれば、その場ですぐに申請が認められるかの判断がされるのでしょうか。](#)

[Q3. 閲覧・謄写申請が認められた場合は、どのようにすればよいのですか。](#)

[\(上に戻る\)](#)

<成年後見制度の利用をお考えの方へ>

Q1. 成年後見制度とは、どのような制度ですか。

A1. 成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害等により、必ずしも判断能力が十分でない方について、ご本人の権利や財産を守る成年後見人等を選ぶことで法律的に支援する制度です。

ただし、成年後見人等が選任されると、ご本人は単独で有効な法律行為ができなくなる、財産の処分に一定の制約が生じる等の制限を受けることがあります。

なお、ご本人の判断能力の状況により、後見、保佐、補助の3つの類型に分かれ、それぞれで支援を受ける内容や成年後見人等の役割も異なります。

また、成年後見制度はご本人の権利を擁護する制度のひとつであり、ご本人の支援策は他にもあります（例：日常生活自立支援事業）。

成年後見制度の利用を検討される際は、他の支援策も含めてご本人にとって最もふさわしい権利擁護支援制度の利用をご検討ください。

【関連サイト】

※[成年後見制度の説明 最高裁判所「後見サイト」](#)

※[成年後見制度の説明 厚生労働省「成年後見はやわかり」](#)

[<成年後見制度の利用をお考えの方へ>に戻る](#)

Q2. 成年後見制度や他の権利擁護支援策の利用に関しては、どちらに相談すればよ

いですか。

A2. 相談機関としては、各市町村に設置されている中核機関や地域包括支援センター、日常生活自立支援事業を行っている社会福祉協議会、成年後見制度に関わっている専門職の団体があります。これらの相談機関では、成年後見制度や他の権利擁護支援策の利用手続、必要な書類、成年後見人等候補者について、あらかじめ相談することができます。

【関連サイト】

※[お近くの権利擁護相談窓口検索](#) [厚生労働省サイト「相談窓口のご案内」](#)

※[\(大阪府\)市町村相談窓口](#) [大阪府サイト「成年後見制度についての市町村相談窓口一覧」](#)

※[日常生活自立支援事業について](#) [大阪府社会福祉協議会サイト](#)

[＜成年後見制度の利用をお考えの方へ＞に戻る](#)

Q3. 成年後見制度を利用したほうがよいか判断がつきません。家庭裁判所でアドバイスをしてもらうことはできますか。

A3. 家庭裁判所では成年後見制度を利用したほうがよいかどうかのアドバイスはできません。ご本人がお住まいの市町村等の相談機関 ([Q2 参照](#)) にご相談ください。

[＜成年後見制度の利用をお考えの方へ＞に戻る](#)

Q4. 成年後見制度の利用は、いつまで続けることになりますか。

A4. 成年後見制度の利用は、ご本人の判断能力が回復する、又はご本人が亡くなるまで続きます。

申立てのきっかけとなった当初の目的（預貯金口座の管理・解約、保険金の受領、遺産相続手続等）を果たしたら終わりというものではありません。

[＜成年後見制度の利用をお考えの方へ＞に戻る](#)

Q5. 後見等開始の申立ては、誰ができますか。

A5. 後見等開始の申立てができる方は、ご本人、配偶者、四親等内の親族等です。

また、その他に市区町村長等が申し立てることができます。

【四親等内の親族】

ご本人から見て、次の方々が主な四親等内のご親族です。

- ・ 親、祖父母、子、孫、ひ孫
- ・ 兄弟姉妹、甥、姪
- ・ おじ、おば、いとこ
- ・ 配偶者の親、子、兄弟姉妹

[＜成年後見制度の利用をお考えの方へ＞に戻る](#)

Q6. 後見等開始の申立て後、成年後見人等が選任されるまで、どれくらいの期間がかかりますか。

A6. 通常は、申立てから選任まで1～2か月程度となります。

ただし、これは標準的なケースであり、必要書類が整っていない場合や医師による鑑定を行う場合等は、さらに期間を要することがあります。

[＜成年後見制度の利用をお考えの方へ＞に戻る](#)

Q7. 医師による鑑定が必要となるのはどのような場合ですか。

A7. ご本人の判断能力の程度を慎重に判断するため、医師による鑑定を行うことがあります。なお、鑑定を行う場合は、鑑定料が必要になります。鑑定料は個々の事案によって異なりますが、おおよそ10万円程度かかる場合があります。

[＜成年後見制度の利用をお考えの方へ＞に戻る](#)

Q8. 後見等の開始の手続において、本人の意思は確認するのですか。

A8. 後見等を開始するに当たっては、ご本人の自己決定権の尊重や手続保障の見地から、①後見等を開始すること、②成年後見人等を誰にするか、③（保佐の場合）同意権の付与、について、原則としてご本人の意見を聴かなければならないとされています（ただし、ご本人が申立人である場合、後見開始においてご本人の心身の状況から意見聴取ができない場合は除きます。）。

また、次の申立てがされた場合は、ご本人の同意が必要となります（ただし、ご本人が申立人である場合は除きます。）。

- ・（保佐の場合）保佐人に対する代理権付与
- ・（補助の場合）補助の開始、補助人に対する代理権付与、同意権付与

[＜成年後見制度の利用をお考えの方へ＞に戻る](#)

Q9. 後見等開始の申立てをしたことを、家庭裁判所から本人の親族に知らせずに手続が進むことはありますか。

A9. 成年後見等に関する事件は非公開の手続ですので、原則としてご親族に知らせずに審理します。ただし、家庭裁判所が必要と判断した場合には、ご親族の意向を確認することがありますので、その場合は、申立てがあったことをお知らせすることになります。

[＜成年後見制度の利用をお考えの方へ＞に戻る](#)

Q10. 成年後見人等にはどのような人が選ばれますか。候補者を挙げておけば、必ずその人が選ばれますか。

A10. 成年後見人等の選任に当たっては、家庭裁判所がご本人にとって最も適任だと思われる方を選任します。候補者を挙げられている場合でも、必ずその方が選ばれるとは限りません。

成年後見人等の選任について、申立ての際に、ご本人に法律上または生活面での課題がある、ご本人の財産管理が複雑困難である等の事情が判明している場合には、弁護士、司法書士、社会福祉士といった、専門的な知識を持っている方（専門職）を成年後見人等に選任することがあります。

なお、候補者が選ばれなかったり、自分の望まない人が成年後見人等になったりしたことを理由に、審判に対する不服申立て（即時抗告）をすることはできません。

[＜成年後見制度の利用をお考えの方へ＞に戻る](#)

Q11. 後見等開始の申立てを取り下げることはできますか。

A11. 後見等開始の申立てを家庭裁判所が受理した後は、家庭裁判所の許可がなければ、申立てを取り下げることはできません。例えば、申立人が候補者として推薦する方が成年後見人等に選任されそうにないという理由では、申立ての取下げは認められません。

また、後見等を開始する審判が出た後は取り下げることはできません。

[＜成年後見制度の利用をお考えの方へ＞に戻る](#)

Q12. 本人は生活保護を受給しており、申立費用を負担するだけの資力がありません

ん。どうすればよいですか。

A12. 申立てに要する費用負担が困難な場合、市町村によっては申立費用の助成を行っているところもあります。詳しくはご本人がお住まいの市町村等の相談機関（Q2 参照）にお問い合わせください。

[＜成年後見制度の利用をお考えの方へ＞に戻る](#)

Q13. 成年後見人等に報酬は支払われますか。また、報酬はどのくらいの金額ですか。

A13. 成年後見人等や成年後見等監督人が家庭裁判所に報酬付与の申立てを行った場合は、家庭裁判所の定めた報酬額を、ご本人の財産から受け取ることができます。成年後見人等がご親族の場合でも同様です（家庭裁判所の許可なく、ご本人の財産から報酬を受け取ることはできません。）。

なお、報酬額については、「[成年後見（保佐、補助）人の報酬額のめやす](#)」をご参照ください。

[＜成年後見制度の利用をお考えの方へ＞に戻る](#)

Q14. 本人は生活保護を受けており、成年後見人等への報酬を支払うほどの余裕はありません。報酬の額はどのようにして決まるのですか。また、家族が代わりに支払わないといけなくなるのでしょうか。

A14. 後見人等の報酬は、後見人等からの報酬付与の申立てがあった場合に、家庭裁判所がご本人の資力など一切の事情を考慮して決めることとなります。

[＜成年後見制度の利用をお考えの方へ＞に戻る](#)

Q15. 成年後見人等は、選任後、どのようなことに注意して後見等の活動をする必要がありますか。

A15. 成年後見人等は、ご本人が安定した生活を送ることができるよう、ご本人の意向を尊重するとともに、その身上に配慮する必要があります。

成年後見人、財産管理の代理権を与えられた保佐人及び補助人は、財産を適切に管理する義務を負っていますので、ご本人の財産を適切に管理しなかった場合は、成年後見等監督人（選任されている場合）や家庭裁判所から改善を求められ、改善されない場合は財産管理権が無くなることもあります。

また、ご本人の財産を勝手に流用する、着服するといった不正な行為があった場

合は、成年後見人等を解任されるほか、損害賠償請求などの民事上の責任を問われたり、業務上横領罪など刑事上の責任を問われたりすることもあります。

[＜成年後見制度の利用をお考えの方へ＞に戻る](#)

Q16. 後見等事務の報告はどれくらいの頻度で行うのですか。

A16. 家庭裁判所では、必要に応じて成年後見人等に後見等事務の状況の報告を求めており、この報告により成年後見人等が適切に事務を行っているかを確認しています。

通常、大阪家庭裁判所では、一年に一度決められた時期に報告するよう求めています。また、それ以外にも必要に応じて報告を求めることがあります。

[＜成年後見制度の利用をお考えの方へ＞に戻る](#)

Q17. 成年後見人等ができないことはありますか。

A17. 成年後見制度は、契約等（法律行為の）支援を行うものであって、実際に介護等（事実行為）を行うことは対象としていません。

また、「手術等の医療行為に同意すること」「ご本人の身元保証人や連帯保証人になること」もできません。

[＜成年後見制度の利用をお考えの方へ＞に戻る](#)

Q18. 成年後見人等による適切な後見等事務をサポートするための方策はどのようなものがありますか。

A18. 適切な後見等事務を行う上でのサポートは次のものがあります。

① 成年後見等監督人の選任

予定されている後見等事務が複雑困難な場合やご本人の流動資産が多い場合には、成年後見人等の事務をサポートするために、弁護士、司法書士、社会福祉士といった専門職を成年後見等監督人に選任することがあります。

② 総合支援型後見監督人の選任（成年後見のみ）

大阪家庭裁判所では、ご親族の方がはじめて成年後見人になられた場合、その成年後見人（親族後見人）を総合的に支援するために成年後見監督人を選任することがあります。このような目的で選任した成年後見監督人を「総合支援型後見監督人」と呼びます。

総合支援型後見監督人は、親族後見人の後見活動全般について監督を行うほ

か、日々の後見活動について指導・助言・相談対応を行うため、弁護士、司法書士、社会福祉士といった専門職を成年後見監督人に選任します。

親族後見人は、この総合支援型後見監督人に対し、定期的に後見事務に関する報告をするとともに、日々の後見活動において生じた悩みや疑問を相談したり、後見活動の具体的な方法に関する助言や報告書類作成のサポートを受けたりすることができます。

なお、総合支援型後見監督人が就任する期間（親族後見人を支援する期間）は、親族後見人が一人で適切に後見活動を行えるようになるまでの9か月程度です。ただし、家庭裁判所がもう少し支援が必要であると判断した場合は、総合支援型後見監督人が、その後も引き続き支援を継続する場合があります。

③ 後見制度支援信託・後見制度支援預貯金の利用（[こちらも参照](#)）

成年後見人に適切に財産を管理していただくための選択肢として、後見制度支援信託又は後見制度支援預貯金の利用を検討する場合があります（[Q20](#)参照）。

後見制度支援信託・後見制度支援預貯金とは、ご本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として成年後見人が管理し、通常使用しない金銭を金融機関が信託財産又は特別な預貯金として管理するものです。

この仕組みを利用することによって、成年後見人は日常的に必要な金銭を管理することになり、財産管理の負担が軽減されるとともに、家庭裁判所への報告も容易になるメリットがあります。後見制度支援信託・後見制度支援預貯金を利用すると、信託財産・預貯金を払い戻したり、信託契約・預貯金契約を解約したりするには、あらかじめ家庭裁判所が発行する指示書を必要とします。

なお、後見制度支援信託又は後見制度支援預貯金は、成年後見と未成年後見において利用することができ、保佐、補助及び任意後見においては利用できません。

[＜成年後見制度の利用をお考えの方へ＞に戻る](#)

Q19. 本人の流動資産が多いと成年後見等監督人が選任されるとのことですが、いくら以上だと選任されるのですか。

A19. 明確な金額の基準はありませんが、大阪家庭裁判所ではご本人の流動資産が1200万円以上となる場合に成年後見等監督人を選任する方針としています。

ただし、後見制度支援信託又は後見制度支援預貯金を利用し、成年後見人の手元で管理するお金を100万円から500万円程度に設定したような場合には選任しないことがあります。

[＜成年後見制度の利用をお考えの方へ＞に戻る](#)

Q20. どのような場合に、後見制度支援信託や後見制度支援預貯金を利用することになるのですか。

A20. 大阪家庭裁判所では、後見開始時点で1200万円以上の流動資産がある場合において、後見制度支援信託又は後見制度支援預貯金の利用の検討を求めています。

ただし、全ての事件について後見制度支援信託又は後見制度支援預貯金の利用の検討を求めているわけではありません。例えば、後見事務に専門的な知識を要する等の専門職による継続的な関与が必要な場合や、ご本人の財産に株式等の信託できない財産が多く含まれる場合等は、後見制度支援信託又は後見制度支援預貯金の利用の検討を求めずに、成年後見監督人を選任することがあります。

[＜成年後見制度の利用をお考えの方へ＞に戻る](#)

Q21. 母が亡くなり遺産分割協議をしようとしたところ、姉が認知症なので成年後見人が必要だと言われました。私が成年後見人になって手続きをしたいのですが、どのようにしたらいいですか。

A21. 後見開始の申立てをする際、申立書に後見人候補者としてあなたのことを記載してください。ただし、成年後見人は裁判所がご本人にとって最も適任だと思われる方を選任しますので、候補者が必ず選任されるとは限りません。また、あなたが選ばれた場合でも、成年後見監督人が選任される場合があります。

【成年後見人選任後の注意点】

あなたが成年後見人に選ばれた場合、遺産分割を行うとすると、あなたも相続人であるので、ご本人(姉)と成年後見人(あなた)とは、どちらか一方が利益になると他方が損をするという、利益相反の関係になります。そのため、後見監督を行っている家庭裁判所に特別代理人選任の申立てをし、その後に選任された特別代理人がご本人を代理して、成年後見人を含む相続人との間で遺産分割協議をすることになります。ただし、すでに成年後見監督人が選任されている場合は、成年後見監督人がご本人を代理することになるため申立ては不要です。

[＜成年後見制度の利用をお考えの方へ＞に戻る](#)

Q22. 私は現在、障害のある娘の成年後見人に選任されていますが、高齢のため、成年後見人を誰かに交代してもらいたいと考えています。

しかし、他に頼れる親族等はいません。どのようにすればよいですか。

A22. 成年後見人の辞任には家庭裁判所の許可が必要となりますが、病気や高齢等の正当な事由があれば辞任は許可されますので、まずは家庭裁判所に成年後見人辞任許可の申立てを行ってください。

辞任により成年後見人がいなくなる場合には、併せて成年後見人選任の申立てを行ってください。なお、成年後見人候補者がなく、家庭裁判所に一任される場合は、弁護士、司法書士、社会福祉士といった専門職を選任することになります。また、それ以外に、市民後見人を選任できる場合があります。なお、市民後見人については、ご本人がお住まいの市町村の窓口に直接お問い合わせください。

【市民後見人とは】

市区町村等が実施する養成研修を受講するなどして成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した方です。市民後見人には、例えば、後見人となる親族がいないような場合でも、同じ地域に住む身近な存在として、ご本人の意思を丁寧に把握しながら後見事務を進められる強みがあります。

[＜成年後見制度の利用をお考えの方へ＞に戻る](#)

＜大阪家庭裁判所後見センターについて＞

Q1. 家庭裁判所への最寄り駅はどちらになりますか。

A1. 最寄り駅は「Osaka Metro 谷町線・中央線谷町4丁目駅」となります。また、大阪家庭裁判所堺支部は「南海電鉄高野線堺東駅」、大阪家庭裁判所岸和田支部は「南海電鉄本線春木駅」が最寄り駅となります。

[＜大阪家庭裁判所後見センターについて＞に戻る](#)

Q2. 車でいきたいのですが、駐車場はありますか。

A2. 駐車場はありますが、駐車スペースに限りがあります。裁判所へお越しの際は、できる限り公共交通機関をご利用いただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

[＜大阪家庭裁判所後見センターについて＞に戻る](#)

Q3. 本人は車いすを使用しています。家庭裁判所に本人を連れて行きたいのですが、車いすのままでも大丈夫ですか。

A3. 車いすのままでお越しいただくことができます。また、来庁時にご案内等が必要な場合は、お近くの職員にお申し出ください。

[＜大阪家庭裁判所後見センターについて＞に戻る](#)

＜後見等開始の申立て＞

Q1. 申立書セット（申立書類一式）はどのように入手できますか。

A1. 申立書セットは、次の3つの方法により入手可能です。

① 後見センター窓口での交付

大阪家庭裁判所2階の後見センター受付係にお越しください。また、大阪家庭裁判所堺支部（5階）、大阪家庭裁判所岸和田支部（3階）でも同様に交付しています。

② 郵便での取り寄せ

郵便での取り寄せにも対応しています。

ご希望の方は、「[成年後見申立てセットの取寄方法](#)」で取り寄せ方法をご確認ください。

③ 大阪家庭裁判所ホームページからのダウンロード

当ホームページ「[申立書式ダウンロードページ（成年後見・保佐・補助）](#)」からダウンロードが可能です。ただし、申立書類はまとまりのあるものですので、必ず全てをダウンロードしてください（全123枚）。

[＜後見等開始の申立て＞に戻る](#)

Q2. 他の裁判所の申立書セット（書類）を使うことはできますか。

A2. これから申立てをご準備されるのであれば、大阪家庭裁判所の申立書セットを使っていただくようお願いします。すでにご準備されている場合は、そのままご使用いただいても構いません。

ただし、他の裁判所では提出をお願いしていなくても大阪家庭裁判所では提出をお願いしている書類があれば、追加で提出していただく場合があります。その場

合は、大阪家庭裁判所の書類をご使用いただくようお願いします。

[＜後見等開始の申立て＞に戻る](#)

Q3. 息子である自分が母の成年後見人になりたいのですが、なれるでしょうか。

A3. 申立書の「後見人等候補者」欄に、あなたの氏名等を記入してください。

ただし、候補者となられている場合でも、家庭裁判所はご本人にとって最も適任だと思われる方を成年後見人に選任しますので、あなたが希望どおりに選任されるとは限りません。

事案の内容によっては弁護士、司法書士、社会福祉士といった専門職が選任されることもあります。

[＜後見等開始の申立て＞に戻る](#)

Q4. 成年後見人等を選任する際は、親族の意見は反映されないのですか。

A4. 家庭裁判所は、ご本人にとって最も適任だと思われる方を成年後見人等を選任します。ご親族から意見が出されたとしても、その意見のとおりには判断されずには限りません。

[＜後見等開始の申立て＞に戻る](#)

Q5 申立て後に家庭裁判所で面接が行われると聞きました。面接には誰が行かなければならないのですか。また、面接では何を聞かれるのですか。

A5. 面接は、事案により必要があれば実施します。面接の際に来庁していただく方は申立人、成年後見人等の候補者です。また、申立ての類型が保佐又は補助の場合には、原則として、ご本人にも来庁していただきます。

面接では、申立人からは申立てに至る事情等を伺います。また、成年後見人等の候補者からは申立人の説明を補足していただくほか、成年後見人等に就任した後に行う事務の予定等を伺うことがあります。ご本人からは申立てに至る事情や申立ての内容について伺います。

また、保佐又は補助開始の申立てとともに、併せて代理権、同意権付与の申立てをされている場合には、その申立てに関するご本人の意向を確認します。

[＜後見等開始の申立て＞に戻る](#)

Q6 申立書類は、家庭裁判所に直接持参しなければいけませんか。

A6. 申立書類は、申立て先の家庭裁判所後見センターまで直接ご持参いただく方法のほか、郵送での提出も可能です。郵送で提出される場合は、申立てをされる家庭裁判所後見センターまで、申立書類・印紙（申立手数料・登記用印紙）・郵便切手をお送りください。

[＜後見等開始の申立て＞に戻る](#)

Q7. 私は保佐人ですが、保佐が開始している本人の認知症が進行したため、成年後見人選任の必要があると言われました。どのような手続が必要ですか。

A7. 後見開始の申立てを検討してください。なお、保佐人には後見開始の審判を申し立てる権限があります。

[＜後見等開始の申立て＞に戻る](#)

Q8. 財産目録に生命保険について書く場合は、本人を被保険者として契約しているものを書くのですか、又は本人が保険金受取人になっているものを書くのですか、それとも本人が契約しているものを書くのですか。

A8. ご本人が契約しているもの又は保険金受取人となっているものを記載してください。

[＜後見等開始の申立て＞に戻る](#)

Q9. 本人にはあまりお金がないので、申立人である私は本人のために相当額を負担しています。その場合は財産目録には負債として記載すればよいのですか。また、返済を受けることはできますか。

A9. ご本人に対して返済を求める予定があるのであれば、負債として記載してください。ただし、求める全額について返済を受けられるかどうかは、残っている証拠資料や事案の内容によって異なります。

[＜後見等開始の申立て＞に戻る](#)

Q10. 亡くなった親族の遺産分割のため、相続人の一人について後見開始の申立てを検討しています。ただし、遺産の内容は現在確認中ではっきりしません。このような場合でも相続財産目録を提出した方がいいのでしょうか。

A10. まずは、申立ての段階で判明している相続財産の内容を記載し、併せて「現在調査中である」旨を記載してください。また、不明の場合は、目録の該当欄の

「不明」にチェックしたものを提出してください。

[＜後見等開始の申立て＞に戻る](#)

Q11. 本人は他県の施設に入所していますが、本人の住民票上の住所は大阪市にあります。大阪家庭裁判所への申立てはできますか。

A11. 大阪家庭裁判所では、原則として、管轄（大阪家庭裁判所で審理を行う基準）を、ご本人の住民票上の住所ではなく現に生活をされている住所とする運用を行っています。よって、他県の施設に入所されている場合は大阪家庭裁判所に申立てをされても、当該施設を管轄する家庭裁判所に手続きを移す（この手続きを「移送」といいます。）こととなります。ただし、近々、施設を退所して大阪家庭裁判所の管轄内の住所に移る予定がある等の特別の事情がある場合は、大阪家庭裁判所での審理が認められることもありますので、事前にご相談ください。

[＜後見等開始の申立て＞に戻る](#)

Q12. 親族の意見書はどの範囲までそろえる必要がありますか。

A12. ご本人の配偶者及びお子さんの意見書を提出してください。お子さんがいない場合は、ご本人の父母や兄弟姉妹等の推定相続人の意見書を提出してください。

なお、これらの親族の中に意見書を提出できない方がいる場合には、その理由を尋ねる場合があります。

[＜後見等開始の申立て＞に戻る](#)

Q13 後見相当と診断された場合でも、本人自身が後見開始を申立てることはできますか。

A13. ご本人には後見開始の審判の申立権があり、これは後見相当と診断された方も含みます。ただし、申立時にご本人に意思能力があることが必要となりますので、ご本人の状態によっては申立てが認められないことがあります。

[＜後見等開始の申立て＞に戻る](#)

＜代理権付与の申立て（保佐・補助）＞

Q1. 将来に備えてできるだけ広範囲の代理権付与を申立てたいのですが、認められ

ますか。

A1. 申立てが認められるかは個別の事情に応じて判断されます。ただし、通常は付与される代理権は必要最小限のものに限られます。将来のことをすべて予測するのは困難ですが、申立ての段階で必要性を認められないものについてまで代理権を付与することはできません。その後に事情が変わり、必要性が生じたときには、追加すべき代理権付与の申立てをすることができます。

[＜代理権付与の申立て（保佐・補助）＞に戻る](#)

Q2. 本人が同意しないと代理権は付与されないのですか。

A2. ご本人以外の方が代理権付与の申立てをした場合は、ご本人の同意が必要です。

[＜代理権付与の申立て（保佐・補助）＞に戻る](#)

＜任意後見監督人選任の申立て＞

Q1. 本人には法定後見が開始されています。私は任意後見受任者ですが、今から任意後見監督人選任の申立てはできますか。

A1. 申立てはできますが、申し立てたとおりの審判（選任）がされるかどうかは、裁判所が事案ごとに判断します。

[＜任意後見監督人選任の申立て＞に戻る](#)

Q2. 私は、本人との間で任意後見契約を締結している任意後見受任者です。すでに契約を登記済みなのですが、（法定）後見開始の申立てをすることはできますか。

A2. 任意後見受任者は、後見開始の審判を申し立てることができます。ただし、申立てはできますが、申し立てたとおりの審判がされるかは、事案ごとに判断されます。

なお、すでに任意後見契約が登記されている場合は、「本人の利益のため特に必要があると認められるときに限り」後見開始の審判を行うことができます（任意後見契約に関する法律10条）。

[＜任意後見監督人選任の申立て＞に戻る](#)

Q3. 現在、任意後見監督人が選任されていますが、これから後見開始の申立てをす

ることはできますか。

A3. 申立てはできますが、申し立てたとおりの審判がされるかどうかは、裁判所が事案ごとに判断します。

[＜任意後見監督人選任の申立て＞に戻る](#)

Q4. 任意後見人の報酬はどのように決まりますか。

A4. ご本人と任意後見受任者との間で決めることとなります。家庭裁判所への報酬付与の申立ては不要です。

[＜任意後見監督人選任の申立て＞に戻る](#)

＜未成年後見人選任の申立て＞

Q1. 未成年後見人選任の申立てができる「利害関係人」とは具体的にどのような人ですか。

A1. 未成年者の保護実施機関（都道府県知事、市区町村長、救護施設、更生施設、里親等）や、児童相談所長、未成年者の債権者や債務者等です。

[＜未成年後見人選任の申立て＞に戻る](#)

Q2. 未成年者自身が未成年後見人選任の申立てをする場合に、年齢の制限はありますか。

A2. 年齢による制限はありません。ただし、未成年者に意思能力があるときに限られています。

[＜未成年後見人選任の申立て＞に戻る](#)

Q3. 遺言で未成年後見人が指定されていた場合、未成年後見人選任の申立てをする必要はありますか。

A3. 未成年後見人選任の申立ては必要ありません。ただし、遺言で指定され未成年後見人になった人は戸籍の届出をする必要があります。詳しくは、戸籍を届け出る市町村の戸籍担当係にお問い合わせください。

[＜未成年後見人選任の申立て＞に戻る](#)

Q4. 未成年後見人に選任されると、未成年後見人の個人情報未成年者の戸籍に記

載されると聞きましたが、どのような個人情報が記載されるのですか。

A4. 未成年後見人の氏名、本籍及び未成年後見人の戸籍の筆頭者名です。

[＜未成年後見人選任の申立て＞に戻る](#)

Q5. 未成年後見人選任の申立て後に、申立てを取り下げることができますか。

A5. 未成年後見人選任の申立て後は、家庭裁判所の許可を得なければ、申立てを取り下げることができません。なお、申立人の希望する方が未成年後見人に選任される見込みがないという理由では、申立ての取下げは許可されません。

[＜未成年後見人選任の申立て＞に戻る](#)

Q6. 未成年後見人は未成年者の扶養義務者になりますか。

A6. 未成年後見人が必ず扶養義務者になるわけではありません。未成年後見人が未成年者の祖父母等の直系血族である場合や兄弟姉妹である場合には、扶養義務者に当たります。

[＜未成年後見人選任の申立て＞に戻る](#)

＜後見制度支援信託・後見制度支援預貯金＞

Q1. 後見制度支援信託とはどのようなものですか。

A1. 後見制度による支援を受けるご本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として成年後見人又は未成年後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みのことです。なお、成年後見と未成年後見において利用することができますが、保佐や補助、任意後見においては利用できません。

後見制度支援信託を利用すると、信託財産を払い戻したり、信託契約を解約したりするにはあらかじめ家庭裁判所が発行する指示書が必要になります。この仕組みを利用することで、本人の財産をより適切に管理することができ、成年後見人や未成年後見人にとっても、財産管理の負担が軽減されるメリットがあります。

[＜後見制度支援信託・後見制度支援預貯金＞に戻る](#)

Q2. 後見制度支援預貯金とはどのようなものですか。

A2. 通常使用しない金銭を信託銀行等に信託することに代えて、銀行や信用金庫、

信用組合等に特別な預貯金として預け入れる仕組みのことです。信託と同様に成年後見及び未成年後見において利用することができます（ただし、一部の金融機関では未成年後見において利用できない場合があります。）。

後見制度支援預貯金を利用すると、支援預貯金口座からの入出金を行ったり、口座を解約したりするにはあらかじめ裁判所が発行する指示書が必要になります（一部の金融機関では追加入金について指示書が不要な場合もあります。）。信託と同様に、ご本人の財産をより適切に管理できる方法の一つです。

[＜後見制度支援信託・後見制度支援預貯金＞に戻る](#)

Q3. 後見制度支援信託や後見制度支援預貯金は必ず利用しなければならないのですか。また、これらを利用しない場合はどうなりますか。

A3. 後見制度支援信託や後見制度支援預貯金は必ず利用しなければならないものではありません。ただし、これらを利用しない場合には、ご本人の財産を適切に管理するために、家庭裁判所の判断により、成年後見監督人や未成年後見監督人が選任されることがあります。

[＜後見制度支援信託・後見制度支援預貯金＞に戻る](#)

Q4. 後見制度支援信託や後見制度支援預貯金を利用する場合、どのような費用がかかりますか。

A4. これらを利用する場合、通常、信託契約の締結や支援預貯金の口座開設に関与した専門職後見人に対する報酬が必要になります。加えて、後見制度支援信託を利用した場合、利用する信託銀行等に対する管理報酬が必要になる場合があります。また、後見制度支援預貯金を利用した場合、金融機関によっては、口座管理手数料等が必要になる場合があります。

なお、専門職後見人に対する報酬は、家庭裁判所が、専門職後見人が行った仕事の内容や本人の資産状況等のいろいろな事情を考慮して決めます。信託銀行等への管理報酬や口座管理手数料等については、信託銀行や利用する金融機関にお問い合わせください。

[＜後見制度支援信託・後見制度支援預貯金＞に戻る](#)

Q5. 親族である成年後見人（親族後見人）が、自分で信託契約を締結したり支援預貯金口座を開設したりすることはできますか。

A5. 信託契約を締結したり支援預貯金口座を開設したりするに当たっては、第三者

である弁護士・司法書士等の専門職がその知識や経験に基づいて、後見制度支援信託等の利用の適否の判断や利用する金融機関の選択、信託財産や預入の金額、定期交付金額の設定等をする必要があります。したがって、原則として、親族後見人ではなく、専門職後見人が信託契約を締結したり支援預貯金口座を開設したりすることとしています。

[＜後見制度支援信託・後見制度支援預貯金＞に戻る](#)

Q6. 後見制度支援信託や後見制度支援預貯金を利用した場合、元本はいくらまで保証されるのですか。

A6. 元本が保証され、預金保険制度の保護対象にもなります。詳しくは、各金融機関又は預金保険機構のホームページ等でご確認ください。

[＜後見制度支援信託・後見制度支援預貯金＞に戻る](#)

＜成年後見等監督人＞

Q1. 成年後見等監督人の職務はどのようなものですか。

A1. 成年後見等監督人の主な職務は成年後見人等が行う後見等事務の監督であり、成年後見等監督人は、成年後見人等に対し、後見等事務の報告や財産目録の提出を求めるほか、必要に応じて後見等事務について調査を行うことができます（民法863条）。

成年後見等監督人がどのように監督するかについては、成年後見等監督人の裁量に委ねられていますが、一般的には、3、4か月に1回程度、財産や収支の状況を中心とした後見等事務について確認をするために報告を求められることが多いと思われます。

また、ご本人と成年後見人等がともに遺産を相続する場合など、成年後見人等とご本人の利益が相反する場合には、成年後見等監督人がご本人の代理人として遺産分割の協議をすることになります。

なお、成年後見人等監督人が選任されていなければ特別代理人（臨時保佐人、臨時補助人）を選任する必要があります。

[＜成年後見監督人＞に戻る](#)

Q2. 成年後見等監督人にはどのような人がなるのですか。

A2. 弁護士、司法書士、社会福祉士といった専門職で、家庭裁判所が適当と認めた人が選任されます。

[＜成年後見監督人＞に戻る](#)

Q3. 私は成年後見人です。成年後見監督人の活動に不満なので解任したいのですが、成年後見監督人の解任申立てができますか。

A3. 成年後見人には成年後見監督人解任の申立権がありませんので、申立てはできません。

なお、成年後見監督人に何か問題があるとお考えの場合には、その具体的な内容を、後見を監督する家庭裁判所後見センターに連絡票でご連絡ください。

[＜成年後見監督人＞に戻る](#)

＜初回報告＞

Q1. 初回報告には何を提出すればよいのでしょうか。

A1. 財産目録、収支予定表及び預貯金通帳の写し等の財産関係の資料です。

[＜初回報告＞に戻る](#)

Q2. 初回報告はいつまでにしないといけないのでしょうか。

A2. 申立時の成年後見人等候補者（親族か専門職であるかを問わず）が成年後見人等にそのまま選任された場合には、後見等開始の審判が効力を生じた日（確定日）から1か月以内が提出期限です。

候補者以外の第三者（専門職）が成年後見人等に選任された場合は、後見等開始の審判の効力が生じた日（確定日）から1か月と3週間以内が提出期限となっています。

[＜初回報告＞に戻る](#)

Q3. 初回報告が提出期限までに間に合いそうにないのですが、どうしたらよいのでしょうか。

A3. 提出期限は厳守してください。特別な事情がある場合で、成年後見又は未成年後見の場合には、財産目録の作成の期間伸長の申立てをしてください。また、保佐又は補助の場合には、提出期限までに遅延の理由及びいつまでに報告できるかを記載した上申書を提出してください。

[＜初回報告＞に戻る](#)

Q4. 報告書の書式は何を使えばよいのでしょうか。

A4. 選任後にお渡しする「成年後見人・保佐人・補助人ハンドブック」にある書式をご使用ください。

また、同ハンドブックや各書式は大阪家庭裁判所後見サイトのホームページからもダウンロードができます。

なお、必要に応じて各種書式等を改訂することがありますので、ホームページを確認の上、最新の書式をご使用ください。

※ ハンドブックは、現在準備中です。しばらくお待ちください。

[<初回報告>に戻る](#)

Q5. 報告書等の提出書類は、鉛筆書きでもいいですか。

A5. 記載内容が消えてしまう可能性がありますので、消えないボールペン等を使用してください。なお、鉛筆や消せるボールペンで書かれた場合は、書かれた書面をコピーし、そのコピーに押印して提出してください。

[<初回報告>に戻る](#)

Q6. 私は成年後見人になりましたが、まだ初回報告をしていません。明日にでも本人のために、生命保険金を受領したり本人の不動産を売却したりしたいのですが、よろしいですか。

A6. 成年後見人は、最初の財産目録を家庭裁判所に作成・提出するまでは、急迫の必要がある行為（債権保全のための時効中断、仮差押え、仮処分、緊急を要する家屋の修繕等）しかできません（民法854条、853条）。急がなければならない事情がある場合は、後見等を監督する家庭裁判所後見センターに連絡票でご相談ください。

[<初回報告>に戻る](#)

<後見等事務>

Q1. 裁判所による後見等事務の監督とは、具体的にどのようなものですか。

A1. 成年後見人等に対し、後見等事務の報告や財産目録の提出を求めるほか、必要に応じて、後見等事務について調査を行ったり、必要な処分を命じたりすることがあります（民法863条）。大阪家庭裁判所においては、年に1回、成年後見人等から自主的な報告をしてもらうほか、適宜、後見等事務の報告や必要な資料

の提出を求める場合等があります。

[＜後見等事務＞に戻る](#)

Q2. 領収証等はどのような場合に提出する必要がありますか。また、原本を提出しないとイケないのでしょうか。

A2. 高額な支出（1回10万円以上）の場合は、定期報告の際に領収証等の提出を求めています。10万円未満の場合は提出を求めています。なお、定期報告の際の提出はコピーで構いませんが、支出の額に関わらず、定期報告後に原本の提出を求めることがありますので、ご注意ください。

[＜後見等事務＞に戻る](#)

Q3. 定期報告の際に裁判所に提出しなかった10万円未満の領収証等はいつまで保管しておけばいいのでしょうか。

A3. 少なくとも次の定期報告の時期までは保管しておいてください。

[＜後見等事務＞に戻る](#)

Q4. 成年後見人等が本人の財産からお金を借りることはできますか。

A4. ご本人の財産からの借入れは原則として認められません。後で発覚した場合には、「不正な行為」として成年後見人等を解任されることがあります（民法846条）。

[＜後見等事務＞に戻る](#)

Q5. 本人の生活費を成年後見人が立て替えていました。成年後見人の判断で立替金の精算をしてよいのでしょうか。

A5. 精算する前に、後見を監督する家庭裁判所後見センターに、立替金がある旨の報告及び裏付け資料を提出してください。立替金として認められた場合には、その額をご本人の財産から精算することができます。

[＜後見等事務＞に戻る](#)

Q6. 私は成年後見人ですが、昨年、本人の資金が不足していたので、本人の長男から50万円を借りました。今般、生命保険を解約して資金ができるので、長男に

返済したいと思いますが、よろしいでしょうか。

A6. 成年後見人は、ご本人の債務を弁済することができます。この場合は、債務の存在が明らかですので、成年後見人の判断で弁済していただいて構いません。なお、債務の存在に疑義がある場合等については、債務の存否を慎重に確認する必要があります。判断に迷うような場合は、後見を監督する家庭裁判所後見センターに連絡票でご相談ください。

[＜後見等事務＞に戻る](#)

Q7. 私は成年後見人で本人の妻ですが、二人の生活費を本人の預金から支出できますか。

A7. 成年後見人自身の生活費は、成年後見人の財産からまかなうのが原則です。しかし、ご本人にあなただけを扶養する義務がある場合等は、社会通念上相当な生活費を本人の財産から支出することができます。ご不明な場合は、後見等を監督する家庭裁判所後見センターに連絡票でご相談ください。

[＜後見等事務＞に戻る](#)

Q8. 父について後見が開始しましたが、その父が悪い人にだまされて婚姻や養子縁組をしようとしています。成年後見人が父の代理人として婚姻や養子縁組の手続を止めることはできますか。

A8. 婚姻や養子縁組等の身分の取得・形成に関する行為について、成年後見人には代理権がありませんので、手続を止めることはできません。弁護士等に相談されることをおすすめします。

[＜後見等事務＞に戻る](#)

Q9. どのような費用の支出や金額について、事前に家庭裁判所への連絡が必要でしょうか。

A9. 1回当たり50万円以上の臨時支出や、ご親族への高額な贈与、祝い金のようにご本人以外の方の利益になる可能性がある支出については、事前に後見等を監督する家庭裁判所後見センターに連絡票でご連絡ください。

[＜後見等事務＞に戻る](#)

<居住用不動産処分許可の申立て>

Q1. 処分をするのに家庭裁判所の許可を必要とする居住用不動産とは具体的にどのようなものですか。

A1. ご本人が現に居住している建物のほか、現在、病院や施設に入所しているご本人が退院後に居住する可能性のある建物や入所直前まで居住していた建物も含まれます。

[<居住用不動産処分許可の申立て>に戻る](#)

Q2. 本人は介護施設に入所していますが、他の施設に移る場合、居住用不動産処分許可の申立ては必要ですか。

A2. 入所契約の内容によっては契約解除のために居住用不動産処分許可の申立てが必要となる場合があります。後見等を監督する家庭裁判所後見センターに連絡票でご相談ください。

[<居住用不動産処分許可の申立て>に戻る](#)

Q3. 建物取壊しの場合に必要な資料を教えてください。

A3. 処分する不動産の全部事項証明書（既に提出してあり、記載内容に変更がない場合は不要）のほか、取壊しの相当性の判断のため、取壊し費用の見積書等の提出をお願いする場合があります。

[<居住用不動産処分許可の申立て>に戻る](#)

Q4. 本人が居住する賃貸借契約を解除したいのですが、その賃貸借契約書を紛失してしまいました。添付資料が提出できないのですが、どうすればいいですか。

A4. 代わりに賃貸借契約の存在が分かる書類を添付していただくこととなります。個別の事案については、後見を監督する家庭裁判所後見センターに連絡票でご相談ください。

[<居住用不動産処分許可の申立て>に戻る](#)

Q5. 不動産の全部事項証明書や固定資産評価証明書は、原本を提出する必要がありますか。

A5. 原則、原本を提出していただきます。ただし、後見等開始の審判の申立時に提出済みで、その後、変動がなければ提出は不要です。

[＜居住用不動産処分許可の申立て＞に戻る](#)

＜特別代理人選任の申立て＞

Q1. 本人が法定相続分を取得する内容の遺産分割をしようと考えていますが、その場合でも特別代理人の選任は必要ですか。

A1. 成年後見人とご本人が共に相続人である場合には、法定相続分どおり遺産分割する場合でも、ご本人のために特別代理人を選任する必要があります。ただし、成年後見監督人が選任されている場合は不要です。なお、同様に、保佐の場合は臨時保佐人、補助の場合は臨時補助人を選任する必要があります。

[＜特別代理人選任の申立て＞に戻る](#)

Q2. 特別代理人の候補者が見つからない場合、どうすればいいですか。

A2. 家庭裁判所が中立的な立場の特別代理人（司法書士、弁護士等）を選任します。ただし、その場合は報酬が必要となる場合があります。

[＜特別代理人選任の申立て＞に戻る](#)

＜成年後見人等選任（辞任）の申立て＞

Q1. 他の親族に成年後見人を引き継ぎたいので、成年後見人を辞任したいのですが、どうすればよいですか。

A1. 後見を監督する家庭裁判所に成年後見人辞任許可の申立てを行ってください。辞任の理由が相当であれば許可されます。

なお、辞任により成年後見人がいなくなる場合には、併せて成年後見人選任の申立てを行ってください。その際、成年後見人候補者がいる場合は、申立書に記載してください。ただし、成年後見人は家庭裁判所がご本人にとって最も適任だと思われる方を裁判所が選任しますので、候補者が必ず選任されるとは限りません。

[＜成年後見人選任（辞任）の申立て＞に戻る](#)

Q2. 専門職の成年後見人等や成年後見等監督人に辞めてもらうにはどうすればよいですか。

A2. 成年後見人等や成年後見等監督人は家庭裁判所が選任していますので、成年後見人等や後見等監督人自身が家庭裁判所の許可を得て辞任する又は解任の申立てが認められることが必要となります。

なお、ご本人やその親族は、成年後見人等や成年後見等監督人に不適切な行為が見られる場合には、解任の申立てをすることができます。家庭裁判所は、申立て後に調査を行い、解任事由（不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由）があると判断したときは成年後見人等や成年後見等監督人を解任します。

[＜成年後見人選任（辞任）の申立て＞に戻る](#)

＜報酬付与の申立て＞

Q1. 親族が成年後見人等の場合でも、報酬をもらえますか。

A1. 専門職の成年後見人等と同様に、報酬付与の申立てにより報酬が付与されません。

[＜報酬付与の申立て＞に戻る](#)

Q2. 本人との間で報酬額について取り決めていますが、本人の財産から差し引いて報酬をもらってもいいですか。

A2. 成年後見人等の報酬額は報酬付与の申立てに基づいて家庭裁判所が決定します。家庭裁判所の許可を得ることなく、ご本人の財産から差し引くことはできません。なお、勝手に差し引いた場合は、本人の財産に戻してもらう必要があり、それに応じない場合は成年後見人等を解任される場合もあります。

[＜報酬付与の申立て＞に戻る](#)

Q3. 報酬付与の申立てに期限はありますか。

A3. ありません。これまで報酬付与の申立てをしていない場合、成年後見人等就任時からの報酬をまとめて申し立てることも可能です。

[＜報酬付与の申立て＞に戻る](#)

＜郵便物等の配達の嘱託（回送嘱託）の申立て＞

Q1. 郵便物等の配達の嘱託（回送嘱託）とはどのような制度ですか。

A1. ご本人の住所等に配達される郵便物等を成年後見人の住所等に配達してもらう

よう郵便事業者等に嘱託する制度です。成年後見人がその事務を行うに当たって必要がある場合に、成年後見人の申立てにより、裁判所が配達の嘱託を許可すれば、6か月を超えない期間、郵便物等を回送してもらうことができます。

[＜郵便物等の配達の嘱託（回送嘱託）の申立て＞に戻る](#)

Q2. 成年後見人以外でも回送嘱託の申立てはできるのですか。

A2. 回送嘱託の申立てができるのは成年後見人に限られます。回送嘱託の制度は、成年後見の事務に関して定められたものですので、保佐人や補助人、任意後見人、未成年後見人はすることができません。なお、後見開始の審判の確定前には、申立てをすることはできません。

[＜郵便物等の配達の嘱託（回送嘱託）の申立て＞に戻る](#)

Q3. 回送嘱託の申立ての要件はどのようなものですか。

A3. 回送嘱託の必要性があることが申立ての要件です。回送嘱託の必要性は、成年後見人が任意の方法によっては、ご本人宛ての郵便物等の存在や内容を把握できず、そのことによって後見事務の遂行に支障が生ずる場合に限り認められると解されます。

[＜郵便物等の配達の嘱託（回送嘱託）の申立て＞に戻る](#)

Q4. 回送の対象となる郵便物等はどのようなものですか。

A4. 郵便法上の「郵便物」と民間事業者による信書の送達に関する法律2条3項に規定する「信書便物」です。ゆうパックは、郵便法上の郵便物ではないため回送の対象とはなりません。

[＜郵便物等の配達の嘱託（回送嘱託）の申立て＞に戻る](#)

Q5. 回送嘱託の取消しの申立ては、誰が、どのような場合にできるのですか。

A5. 回送嘱託の期間内に事情の変更が生じたときは、成年後見人、ご本人及び成年後見監督人から回送嘱託の取消しの申立てをすることができます。事情の変更とは、例えば、成年後見人がご本人と同居することとなり回送嘱託の必要性がなくなった場合等です。

[＜郵便物等の配達の嘱託（回送嘱託）の申立て＞に戻る](#)

Q6. 本人が亡くなった場合は回送嘱託の取消しの申立ては必要になりますか。

A6. ご本人が亡くなった場合は、回送嘱託の取消しの申立ては必要ありません。後見を監督する家庭裁判所から郵便事業者等に対し、回送停止に関する連絡を行うことで、回送が停止となります。

[＜郵便物等の配達の嘱託（回送嘱託）の申立て＞に戻る](#)

Q7. 回送嘱託の変更の申立てはできるのですか。

A7. 回送嘱託の期間内に事情の変更が生じたときは、成年後見人、ご本人及び後見監督人から回送嘱託の変更の申立てをすることができます。事情の変更とは、例えば、回送嘱託の期間を短縮する場合や、ご本人の住居所の変更がある場合、成年後見人の住所等に変更がある場合等です。

[＜郵便物等の配達の嘱託（回送嘱託）の申立て＞に戻る](#)

Q8. 変更の申立てにより回送嘱託の期間を伸ばしてもらうことはできますか。

A8. 変更の審判により回送嘱託の期間を伸ばすことはできません（民法860条の2第3項）。さらに、一定期間の回送の継続を希望する場合は、再度、回送嘱託の申立てをする必要があります。

[＜郵便物等の配達の嘱託（回送嘱託）の申立て＞に戻る](#)

＜後見終了後の事務＞

Q1. 私は成年後見人ですが、このたび本人が亡くなりました。この後の手続はどうすればいいのですか。

A1. ご本人が亡くなったことにより後見手続は終了します。後見を監督する家庭裁判所後見センターに①連絡票とともに、死亡診断書のコピーまたは戸籍（除籍）謄本のコピーを提出してください。

なお、死亡診断書または戸籍謄本の入手が速やかにできない場合には電話でご連絡ください。②2か月以内にご本人の財産管理の計算を行い、相続人に財産を引き継いでください。なお、成年後見人がご本人の相続人でない場合は後見を監督する家庭裁判所に引継書を提出していただく必要があります。③東京法務局に後見終了の登記を申請してください。

[＜後見終了後の事務＞に戻る](#)

Q2. 葬儀費用を本人の預金から支払っていいですか。

A2. 原則として葬儀費用はご本人の債務ではないので、ご本人の預金から支払うことはできません。しかし、相続人全員の合意がある場合など、例外的に、ご本人の預金からの支払が認められる可能性がある場合があります。後見等を監督する家庭裁判所後見センターに連絡票でご相談ください。

[＜後見終了後の事務＞に戻る](#)

Q3. 本人の相続人がいるかどうか不明で、誰に財産を引き継げばいいかわかりません。また、相続人がいても、財産の受領を拒否された場合はどうすればいいですか。

A3. 事案によって対応が異なりますので、後見等を監督する家庭裁判所後見センターに連絡票でご相談ください。

[＜後見終了後の事務＞に戻る](#)

Q4. 成年後見人が行うことができる死後事務とはどのようなものですか。

A4. ①個々の相続財産の保存行為、②弁済期が到来した債務の弁済、③火葬又は埋葬に関する契約の締結等といった一定の範囲の死後事務が成年後見人の権限に含まれます（民法873条の2）。

そのうち、③については、家庭裁判所の許可を得る必要があります。

[＜後見終了後の事務＞に戻る](#)

Q5. 死後事務の許可申立ての要件は何ですか。

A5. ①ご本人の死亡後に成年後見人が許可を要する行為を行う必要があること、②ご本人の相続人の意思に反することが明らかであるとの事情がないこと、③相続人が相続財産を管理し得る状況にないこと、が要件になります。

[＜後見終了後の事務＞に戻る](#)

Q6. 火葬又は埋葬に関する契約には葬儀の契約は含まれるのですか。

A6. 葬儀の契約は含まれません。

[＜後見終了後の事務＞に戻る](#)

Q7. 成年後見人以外でも死後事務の許可申立てができるのですか。

A7. 申立てができるのは成年後見人に限られます。保佐人や補助人、任意後見人、未成年後見人は、この申立てをすることはできません。

[＜後見終了後の事務＞に戻る](#)

Q8. 保佐人や補助人は死後事務で認められているような火葬又は埋葬等の契約等を行うことはできないのですか。

A8. これまで、死後事務については、後見等終了時の応急処分（民法874条、654条）や相続人全員のための事務管理（民法697条）を根拠とした運用がなされてきました。法改正によって死後事務等が明文化された後も、これまでどおり応急処分等の規定に基づいて、保佐人や補助人死後事務を行うことは否定されません。

[＜後見終了後の事務＞に戻る](#)

＜その他＞

Q1. 成年後見人が裁判所に提出した書面を見たいのですが、どうすればいいですか。

A1. 家庭裁判所の「事件記録の閲覧・謄写」制度をご利用ください。ご希望の方は、後見等を監督する家庭裁判所後見センターの窓口で、所定の申請書に必要事項を記入のうえ提出してください。また、郵送による提出も可能です。申請書は、[当ホームページ](#)に掲載しています。

なお、申請に対し、裁判所が許可をすれば閲覧・謄写ができますが、原則として後見等事件は非公開の手続のため、必ずしも許可されるわけではありません（親族の方からの申請の場合も同様です。）。また、申請した記録の一部に限って閲覧・謄写が許可される場合もあります。

[＜その他＞に戻る](#)

Q2. 閲覧・謄写申請をすれば、その場ですぐに申請が認められるかの判断がされるのでしょうか。

A2. 原則、その場ですぐに判断が出るということはありません。判断には数日を要する場合があります。判断の結果は、後日電話又は書面でご連絡します。

[＜その他＞に戻る](#)

Q3. 閲覧・謄写申請が認められた場合は、どのようにすればよいですか。

A3. 閲覧の場合は、裁判所に来ていただき指定の場所でご覧いただきます。謄写の場合は、①裁判所に来て、ご自身でコピー等をしていただく方法、②裁判所内の業者にコピーを依頼していただく方法、のいずれかになりますが、①と②の場合はコピーにかかる料金が異なります。

なお、許可があった場合は手数料（コピー代とは別途）が発生することもあります。

[<その他>に戻る](#)